

令和4年8月1日以降、「滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領（令和3年10月）」に記載された内容を読替または適用しないものとして運用するものとする。

1 三次元測量実施要領

◇5 業務費の積算（1）発注者指定型

※以下のとおり読み替える。

・『車載写真レーザ測量、UAV レーザ測量により三次元点群測量を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。』

→『車載写真レーザ測量により三次元点群測量を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。』

※UAV レーザ測量により三次元点群測量を実施する場合には、「設計業務等標準積算基準書」の標準歩掛による積算を行うものとする。

2 ICT活用工事積算要領（河床等掘削）

◇1 適用範囲

※以下のとおり読み替える。

・『現場条件によって「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合』

→『現場条件によって ICT 建設機械の規格（バックホウ（クローラ型）[標準型・ICT 施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型（2011年規制）] 山積 0.8m³（平積 0.6m³）吊能力 2.9t）よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合』

◇2 機械経費

※適用しないものとし、積算に当たっては「土木工事標準積算基準書（河川編）」の施工パッケージによるものとする。

◇5 土木工事標準積算基準書に対する補正

※適用しないものとし、積算に当たっては「土木工事標準積算基準書（河川編）」の施工パッケージによるものとする。

3 ICT活用工事積算要領（作業土工(床掘)）

◇1 適用範囲

※以下のとおり読み替える。

・『「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は』

→『平均施工幅 2 m 未満の土砂の掘削等である床掘りの積算に当たっては』

◇2 機械経費

※適用しないものとし、積算に当たっては「土木工事標準積算基準書（共通編）」の施工パッケージによるものとする。

◇5 土木工事標準積算基準書に対する補正

※適用しないものとし、積算に当たっては「土木工事標準積算基準書（共通編）」の施工パッケージによるものとする。

4 ICT活用工事積算要領（地盤改良工（中層混合処理））

◇5-2 単価表の補正

※以下のとおり読み替える。

・『機械賃料数量 1.53』 → 『機械賃料数量 1.66』

5 ICT活用工事積算要領（地盤改良工（スラリー攪拌工））

◇5-1 作業日当たり標準作業量の補正

※適用しないものとし、積算に当たっては「土木工事標準積算基準書（共通編）」によるものとする。